

県外キャリア人材確保応援事業実施業務仕様書

1 事業の目的

有効求人倍率が新型コロナウイルス感染症の感染拡大前に戻りつつある中、県内企業の人手不足は深刻化しているため、中途採用に取り組む企業を支援することにより、県内企業の人材確保を図る。

2 委託契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 委託事業の内容

(1) 求職者の採用・定着に係る企業向けオンラインセミナーの開催

山口県内に事業所を有する企業等を対象に、キャリア人材※の採用・定着を促すオンラインセミナーを開催する。

※キャリア人材とは、これまでの職務経験で得られた専門性や多様な経験を活かし、県内企業において即戦力となれる人材を想定している。

企業数：100社程度（1回50社程度）

対象：山口県内に事業所を有する企業

回数：2回程度

時期：企業が参加しやすいスケジュールを組むこと

内容：セミナー参加企業を募集すること。

企業募集のチラシを作成し、県が指定する箇所等へ郵送すること。

企業募集にあたり、効果的な広報手段を積極的に提案すること。

参加企業をとりまとめ、案内等を行うこと。

講師を選定し、講師との連絡調整、謝金・旅費等を支払うこと。

講師と調整のうえ、講義内容を決定し、配布資料の作成等を行うこと。

当日の運営（参加者受付、講師案内、セミナーの進行等）を行うこと。

参加企業に対して、アンケート調査を実施し、集計すること。

業務実施状況について、業務完了後に報告書を作成し、実施後30日以内に県に提出すること。

講義内容：①転職者を採用する際の留意点

②就職氷河期世代の特性・雇用に向けた助言

③セカンドキャリア向けインターンシップ導入のメリット

④参加企業に対し、キャリア人材の採用等に関する助言を行うこと。

具体的な内容については企画提案によるものとする。

(2) 求職者と企業の出会いの場の設定

多数の集客が見込まれる民間の対面の転職フェア等を活用し、転職希望者と県内企業との出会いの場を創出する。なお、県のブースと合わせ県内複数企業で出展することで山口県の企業をアピールすること。

対 象：山口県内に事業所を有し、キャリア人材の採用を予定する企業

企業数：6社（1会場3社程度、県が選定する）

回 数：2会場（広島1回、福岡1回）

内 容：民間会社が運営する転職フェアに出展（参加企業のサイト掲載を含む）し、本県の魅力を伝えるとともに、求職者と県内企業の出会いの場を設ける。具体的な内容については企画提案によるものとする。

首都圏など都市圏の人材へも効果的に周知し、多様な参加者を集めること。求職者募集にあたり、SNS等を積極的に活用し、県外の方をはじめとした求職者に対する効果的な広報手段を、積極的に提案すること。

参加企業及び参加求職者に対して、アンケート調査を実施し、集計すること。

業務実施状況について、転職フェア出展毎に報告書を作成し、実施後30日以内に県に提出すること。

（3）企業に対する個別支援

採用計画への助言、効果的な求人へのアドバイス、フェア出展前後のフォロー等、転職フェア出展企業に助言、個別相談等を行い中途採用の支援を行う。

キャリア人材の採用に必要な業務が考えられる場合は、提案すること。

業務実施状況について、業務完了後30日以内に報告書を作成し、県に提出すること。

4 実施体制

業務を円滑に遂行するため、全体のスケジュール管理及び県及び関係機関との連携・調整を行う実施体制を構築すること。

5 留意事項

県は受託者が事業の実施に当たり、本仕様書に反した場合、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものであること。

6 業務実施上の注意点

（1）何らかのトラブルが発生した場合、受託者は、県と連携の上、速やかに解決を図ること。

（2）委託業務の性格上、個人情報を取り扱うことから、受託者はこの業務に従事する者に対して守秘義務を課すこと。

この守秘義務は、本業務の終了後においても同様とする。

7 著作権

（1）成果品の著作権は、県に帰属するものとし、著作者人格権は行使しない。

（2）受託者は、成果品を第三者が著作権を有する著作物（以下「第三者著作物」という。）を使用して作成することができるものとし、この場合、成果品の著作権は、第三者著作物を使用した部分を除き、県に帰属するものとする。

（3）（2）の場合、受託者は、第三者の著作権等を侵害しないよう留意すると共に、

県が第三者著作物を含む成果品を使用するにあたり支障がないよう適切な措置を講ずる。

- (4) 本仕様書に基づき受託者が実施するセミナーその他の業務で使用する受託者の著作物については、成果品に当たらないことを、県及び受託者は相互に確認する。

8 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項で変更する必要があるときは、県と受託者との協議により、これに従わなければならない。

9 資料の提供

- (1) 県は、受託者が本仕様を実現するに当たって必要と認められる資料を、受託者に無償で貸与する。
- (2) 受託者は、提供を受けた資料が不要となったときは、遅滞なく県に返還する。

10 疑義

本仕様書に関して疑義の生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については、すべて県と受託者の協議の上、これを解決するものとする。